

## 市町村と特定事業者の役割分担・費用分担等について

### 1. 背景

廃棄物処理法では、一般廃棄物については、市町村が処理（収集、運搬及び処分（再生を含む））責任を負うこととされている<sup>1</sup>。

このような中で、特別法である容器包装リサイクル法においては、一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物について、市町村が分別収集して一定の基準を満たす分別基準適合物とした場合には特定事業者（指定法人）に引き渡すことで処分の責任を果たしたものとしつつ、消費者が分別排出を担い、特定事業者が再商品化を担うという、各主体それぞれが追加的な役割を果たすことによってリサイクルを促進する制度として導入された。

具体的には、市町村が容器包装廃棄物の分別収集を担い、消費者が市町村の分別基準に従って分別出し、市町村が収集後に異物の選別や運搬に適するよう圧縮・こん包を行い保管施設に保管したもの（分別基準適合物）について、特定事業者が再商品化義務を負うこととされている。市町村は特定事業者（指定法人）に引き渡すことで容器包装廃棄物を処分したものとして、また、再商品化義務を負う特定事業者は、容器包装リサイクル法に基づく指定法人との再商品化契約締結・費用支払いにより再商品化義務を履行したものとして扱われる。

法施行から約10年が経過したことを踏まえ、平成12年に循環型社会形成推進基本法（以下「循環基本法」という）が施行されたこと等を踏まえつつ、平成16年度より約2年にわたって、産構審（計29回）及び中環審（計30回）において主に役割分担に関する議論について関係者を交えて活発な議論が行われた結果、平成18年1月に取りまとめを行い、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化という法制定時の役割分担を踏まえ、合理化拠出金制度を導入すること等が取りまとめられた。

同法の施行から15年が経過し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管及び再商品化は着実に進展し、一般廃棄物の排出量及び最終処分量の減少に一定程度貢献している。

<sup>1</sup> 廃棄物処理法第6条の2第1項「市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。（中略））しなければならない。」

## 2. 論点

- 現在の容器包装リサイクル制度が円滑に機能している点に鑑み、それが担う現在の役割の効率化を進めながら、現行の役割分担を維持すべきか。あるいは、拡大生産者責任（E P R）の考え方に基づく役割を拡大し、容器包装廃棄物の分別収集・選別保管の役割を一定程度特定事業者に求めるべきか。
- 市町村が行う容器包装廃棄物の選別保管と、特定事業者の負担で再商品化事業者が行うベールからリサイクルする物を選択する作業は、作業の内容が異なることを踏まえ、引き続き現状を維持すべきか。あるいは、運用の柔軟化等により、これらの作業の一体化を検討すべきか。

- ・循環基本法第4条（適切な役割分担等）においては、「循環型社会の形成は、このために必要な措置が国、地方公共団体、事業者及び国民の適切な役割分担の下に講じられ、かつ、当該措置に要する費用がこれらの者により適正かつ公平に負担されることにより、行われなければならない。」とされている。また、第11条において「事業者の責務」として、製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行う責務（第2項）、一定の製品・容器等について、引き取り、引渡し又は循環的な利用を行う責務があること（第3項）が規定され、E P Rの考え方方が明示されている。これらの循環基本法の考え方は、個別のリサイクル法においてその具体化が図られている。
- ・また、O E C Dの政府向けガイダンスマニュアルにおいてもEPRの考え方方が明示され、欧州各国においても、当該ガイダンスマニュアルを踏まえつつ、各国背景に応じた容器包装リサイクル制度が導入されている。
- ・循環基本法の施行やOECD政府向けガイダンスマニュアルの発行なども踏まえ、前回の容器包装リサイクル法の見直しの際に活発な議論が行われた結果、消費者が分別排出、市町村が分別収集、事業者が再商品化という法制定時の役割分担を踏まえ、合理化拠出金制度を導入すること等が取りまとめられた。
- ・容器包装リサイクル法に基づく分別収集量は、平成9年度の同法の施行以来、ほとんどの容器包装廃棄物について増加しており、また、分別収集実施市町村数についても、一部の容器包装を除き、かなりの市町村が取り組むに至っている。
- ・一方、プラスチック製容器包装の市町村参加割合は、平成12年度の27%から平成20年度には73%に上昇しているが、平成20年度からは横ばい（平成24年度プラスチック製容器包装参加市町村割合75.0%（白色トレイを除く割合64.6%）であり、容器包装リサイクル法の分別収集対象のその他の容器包装廃棄物と比較して割合は低い。
- ・廃棄物処理法基本方針（平成17年5月改正）や前回の容器包装リサイクル法

の見直し（平成18年）を契機に、市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進める気運が高まり、国の役割として、一般廃棄物処理事業のコスト分析手法等を示すこととなった。そして、平成19年6月に市町村の一般廃棄物処理事業3R化ガイドラインのひとつとして「一般廃棄物会計基準」をとりまとめ、公表した。

- ・環境省において、平成25年度調査（平成22年度の実績データを調査）として、分別収集及び選別保管費用のアンケートを市町村に行い、最新の推計を得た（分別収集費用は約1400億円、選別保管費用は約800億円）。



## 合理化拠出金のあり方について

### 1. 背景

合理化拠出金制度は、前回の見直しの際に産構審及び中環審における役割分担の議論の後、平成18年の容器包装リサイクル法の改正によって導入された制度。

現行の役割分担では、市町村が容器包装廃棄物を分別収集し、基準を満たすよう分別基準適合物とした場合には、当該分別基準適合物について特定事業者が引取り再商品化する義務を負うこととなっており、省令上は「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」と定めているが、運用上は実態に鑑みて一定割合の異物が混入したものを、特定事業者の負担で処理している<sup>1</sup>。このような中で、分別基準適合物であるプラスチック製容器包装の割合を高めることで異物を除去する費用が減少し、より効果的なリサイクル制度とするため、分別基準適合物の品質の向上に努める自治体に対して、事業者から資金を拠出することとしたもの。具体的には、実際に要した再商品化費用が想定額を下回った部分のうち、市町村の分別収集による再商品化の合理化への寄与の程度を勘案して、事業者が市町村に資金を拠出することで、分別基準適合物の品質の向上に努力する自治体の取組を促進することとしている。

### 2. 論点

○ 拠出金制度について、市町村の選別保管業務の質向上の取組に対するインセンティブとなった背景等を勘案し、引き続き市町村のインセンティブとなる工夫をすべきか。あるいは、創設当初の制度の意義は果たされたと考えてよいか。

- ・合理化拠出金の拠出総額は、平成20年度は95億円、平成21年度93億円、平成22年度100億円と、約100億円前後で推移した。その後、合理化拠出金の基準年度の変更があったこと等により、平成23年度は24億円、平成24年度は19億円と減少した。平成20年度から平成24年度までの拠出総額の累計は約330億円。
- ・合理化拠出金制度は、ベール品質の向上と、再商品化費用の低減の結果の2点に着目して配分する制度であり、落札結果によって価格低減がない場合で

<sup>1</sup> 法令上は、市町村から特定事業者（指定法人）に引き渡す要件としての分別基準適合物の定義として、「容器包装以外の物が付着し、又は混入していないこと」と定めているが、指定法人（容器包装リサイクル協会）において「引き取り品質ガイドライン」において、「分別基準適合物であるプラスチック製容器包装が90%以上」と定められている。

も、ベール品質を向上させた市町村には拠出金が支払われている。

- ・合理化拠出金の想定費用算定の基準年度については、産構審及び中環審において各主体が一定程度の予見可能性をもって計画的な取組を行いうるよう3年ごとに見直すこととしており、平成23年度拠出分の計算の際に見直しが行われた。
- ・合理化拠出金の利用用途としては、例えば廃棄物発生の抑制のための取組、廃棄物の再使用・再生利用に関する施設整備に活用や、分別排出の推進や普及啓発に関する事業が挙げられ、市町村の設置する循環型社会形成のための基金に積み立てられている市町村もある。
- ・合理化拠出金制度の導入により、分別基準適合物の品質向上に取り組む市町村が見られ始めた。例えば、追加的に市民に対する普及啓発の場を設ける、破袋機の追加投資等の取組が行われ、分別収集の質が高まった。例えば、プラスチック製容器包装における分別基準適合物の品質では、平成20年度の制度導入当初では、Aランクベールの割合が74%であったのに対し、平成24年度には96%まで向上している。
- ・さらに、合理化拠出金の導入が、分別基準適合物の品質向上、再商品化事業の合理化も促すこととなり、制度が導入された平成20年度の容器包装リサイクル協会への容器包装の委託量は増加しているものの、再商品化委託単価が減少することで、特定事業者の再商品化委託量の総額については400億円前後で横ばいとなった。

## 容器包装廃棄物の分別収集・選別保管費用に関する調査結果

### 1 アンケート調査対象

平成25年度環境省の請負事業にて、集計を行った市区町村における分別収集・選別保管費用に関するアンケート調査の概要を以下に示す。

#### 1.1 対象容器包装廃棄物

平成16年度調査<sup>1</sup>と同様に、以下の9種類の容器包装廃棄物を対象とした。

- スチール缶
- アルミ缶
- びん
- ペットボトル
- プラスチック製容器包装(以下、プラ容器包装)
- 白色トレイ
- 紙パック
- 段ボール
- 紙製容器包装

#### 1.2 対象期間

東日本大震災の影響を考慮し、平成22年度(平成22年4月1日～平成23年3月31日)を調査の対象期間とした。

#### 1.3 対象部門

容器包装廃棄物に係る分別収集部門、選別保管部門及び管理部門を対象とした。

- 調査の対象は容器包装廃棄物の分別収集から選別保管とし、残渣の処理・処分は対象外とした。
- 分別収集や選別保管等の他、全体管理業務や広報業務を対象に含む。
- 集団回収助成金については、平成16年度調査同様対象外とした。
- 小規模事業者にかかる公益財団法人日本容器包装リサイクル協会への再商品化委託費については、平成16年度調査同様対象外とした。

---

<sup>1</sup>平成16年度 リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査（市区町村等における分別収集・選別保管費用に関する調査）

(参考)平成16年度調査における直営選別保管費用に占める残渣処理費・残渣処分費の割合

	残渣処理費+残渣処分費の割合 (%)
スチール缶	4.2
アルミ缶	3.4
びん	4.5
ペットボトル	2.7
プラ容器包装	2.6
白色トレイ	2.9
紙パック	4.1
段ボール	4.4
紙製容器包装	5.1

#### 1.4 対象費用

以下の費用を対象とした。

表1 対象とした費用

部門	費用	
分別収集部門	・人件費	
	・車両に係る費用	・減価償却費 ・減価償却費以外(燃料費等)
	・施設に係る費用	・減価償却費 ・減価償却費以外(維持管理費等)
	・その他の費用(コンテナ等)	
	・委託費	
選別保管部門	・人件費	
	・施設に係る費用	・減価償却費 ・減価償却費以外(維持管理費等)
	・委託費	
管理部門	・人件費 ・広報費用	

## 2. アンケート調査結果

平成 25 年 10 月 30 日まで調査票を回収し、電話・電子メールによって回答内容の確認を行った。回答内容の確認の結果、分別収集部門・選別保管部門の容器包装廃棄物の割合、管理部門の広報費用・人件費、退職金については回答が得られないものがあった。

回収した調査票のうち、分別収集部門・選別保管部門の容器包装廃棄物の割合、管理部門の広報費用・人件費、退職金以外にブランクがない調査票を集計の対象とした。

集計対象の市区町村数及び集計対象の人口は以下のとおりである。

表 2 回答市町村情報

回答市区町村数	1,320
全市区町村数	1,741
集計対象市区町村カバー率(%)	76

表 3 回答市町村の人口カバー率

回答市町村総人口(人)	111,629,477
全人口(人) <sup>2</sup>	127,762,130
全人口に対する回答市町村の人口カバー率(%)	87

### 2.1 平成 16 年度調査との相違点

平成 16 年度調査との主な相違点を以下に示す。

表 4 主な相違点

	平成 16 年度調査	本調査
対象とする費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 残渣の処理費・処分費を含む。(直営選別保管費用に占める残渣処理費・処分費の割合は数%程度)</li> <li>● 退職金を含む</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 残渣の処理費・処分費を含まない</li> <li>● 退職金を含まない</li> </ul>
車両の減価償却期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市町村ごと平均耐用年数を使用 (パッカ一車 8.8 年、平ボディ : 9.8 年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 大蔵省令を参考に、一律の期間を使用 (4 年)</li> </ul>
ブランク箇所への代入	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 基本的にすべてのブランク箇所に回答結果の平均値を代入。</li> <li>● 代入率が 20% 以下のもののみを集計対象とした。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理部門の広報費用・人件費について、回答結果から代入。</li> <li>● 分別収集委託費等の容器包装廃棄物の割合について、回答結果の平均値を代入。</li> </ul>
回答のカバー率(取扱量ベース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別収集 : 34%</li> <li>● 選別保管 : 37%</li> <li>● 管理 : 31%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 分別収集 : 88%</li> <li>● 選別保管 : 85%</li> <li>● 管理 : 89%</li> </ul>

<sup>2</sup> 出典) 統計でみる市町村のすがた 2012 (平成 24 年 6 月 総務省統計局)

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat>List.do?bid=000001039517&cycode=0>

## 2.2 調査結果の集計

### (1) 分別収集に係る費用の算出方法

＜容器包装廃棄物毎の入件費＞

- ①入件費を、容器包装廃棄物とそれ以外の一般廃棄物の「のべ分別収集時間」を基に、容器包装廃棄物の費用を切り分ける。
- ②容器包装廃棄物の収集区分毎の「のべ分別収集時間」により収集区分毎に費用を按分する。
- ③収集区分毎の容器包装廃棄物の分別収集容積（分別収集量×嵩密度<sup>3</sup>）で容器包装廃棄物毎に按分する。

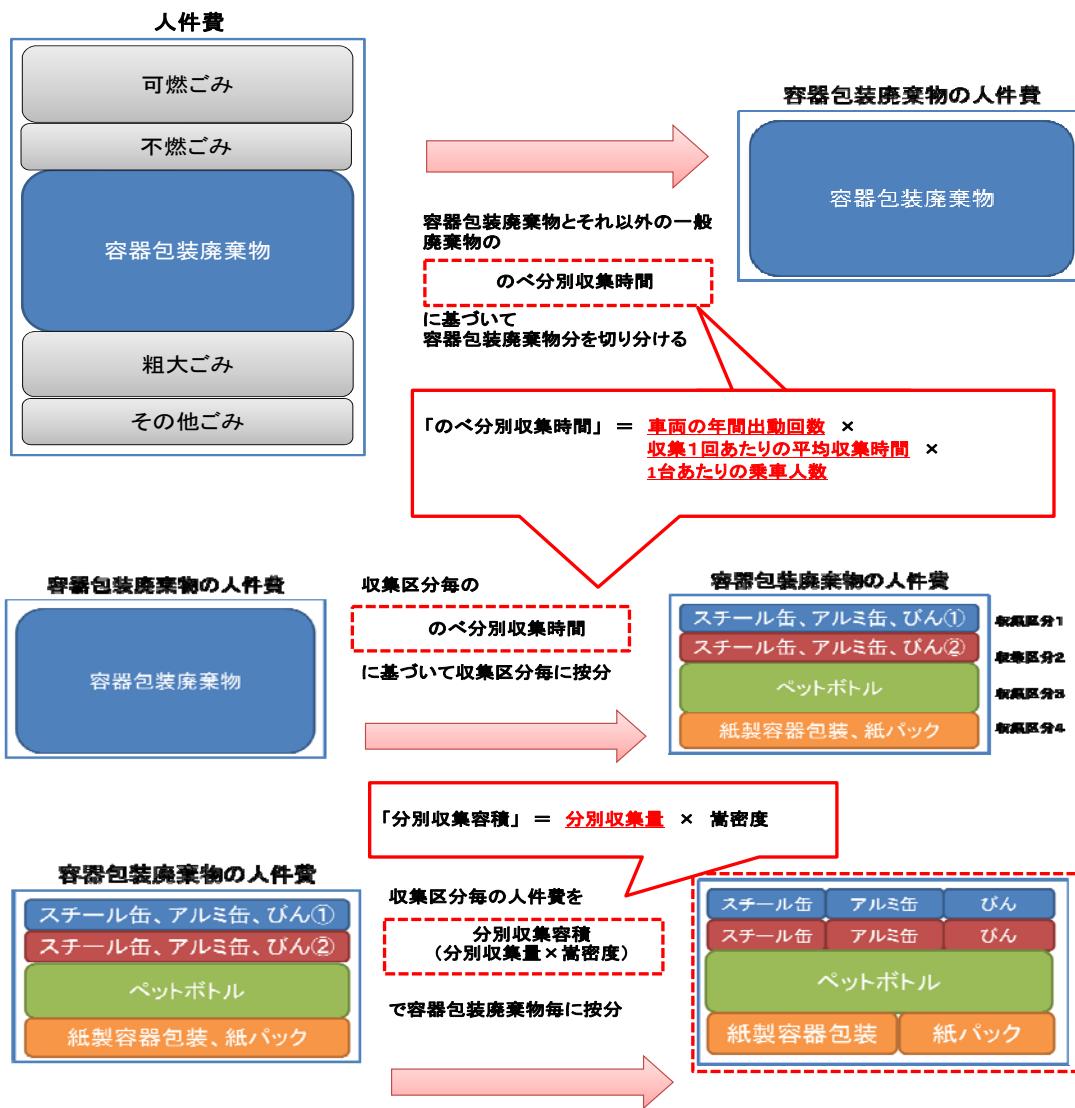


図 1 分別収集費用（入件費の按分方法）

<sup>3</sup> 一般廃棄物会計基準(環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課)条件なし嵩密度

## &lt;容器包装廃棄物毎の車両に係る費用&gt;

- ①車両に係る費用を、容器包装廃棄物とそれ以外の一般廃棄物の「分別収集時間」を基に、容器包装廃棄物の費用を切り分ける。
- ②容器包装廃棄物の収集区分毎の「分別収集時間」により収集区分毎に費用を按分する。
- ③収集区分毎の容器包装廃棄物の分別収集容積（分別収集量×嵩密度）で容器包装廃棄物毎に按分する。

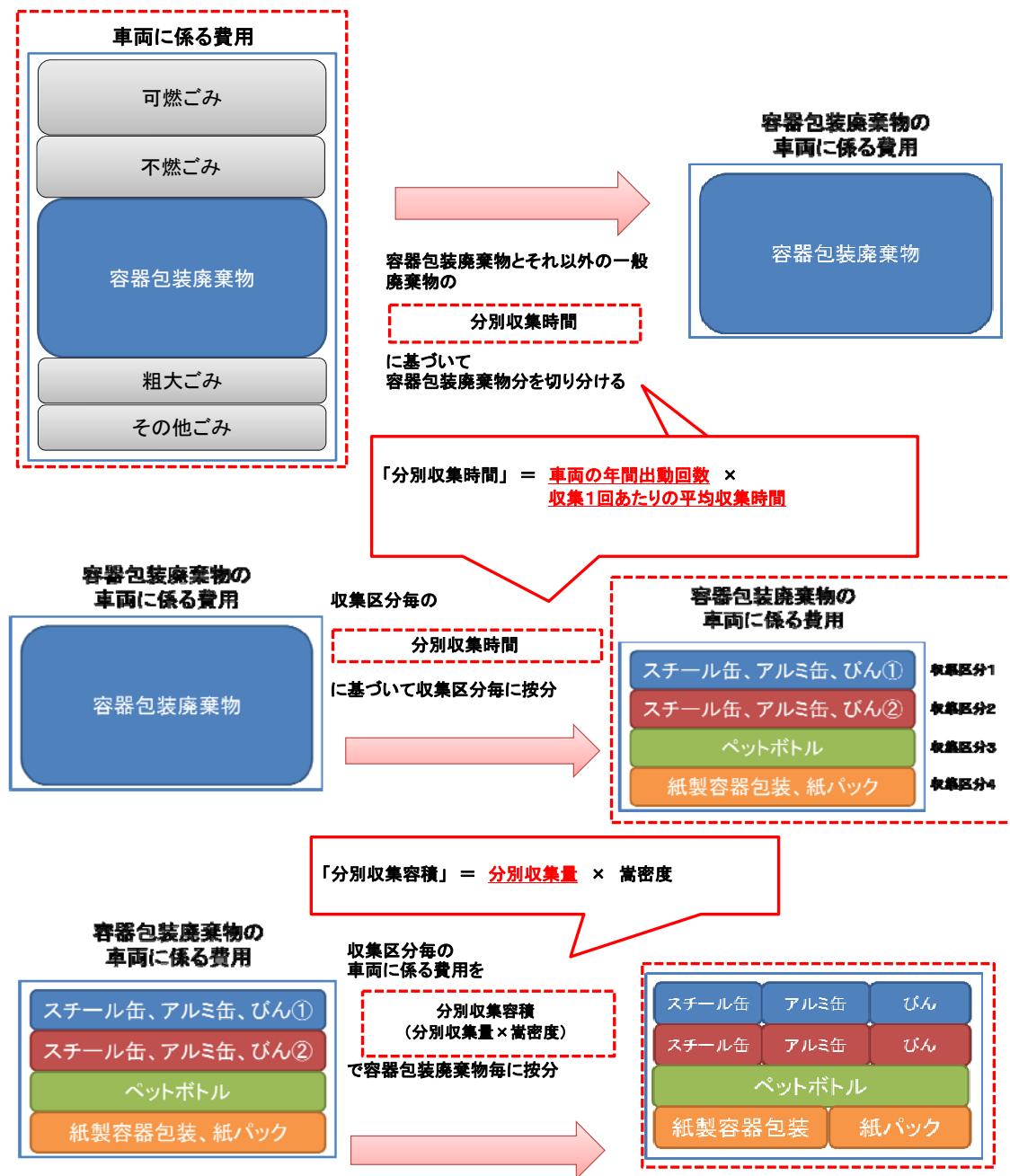


図 2 分別収集費用（車両に係る費用の按分方法）

## &lt;容器包装廃棄物毎の施設に係る費用&gt;

- ①施設に係る費用を、容器包装廃棄物とそれ以外の一般廃棄物の「分別収集時間」を基に、容器包装廃棄物の費用を切り分ける。
- ②施設を利用している容器包装廃棄物の分別収集容積（分別収集量×嵩密度）で容器包装廃棄物毎に按分する。

## 収集運搬施設に係る費用

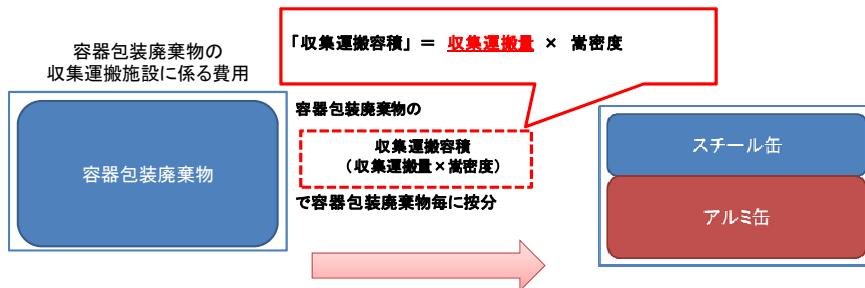
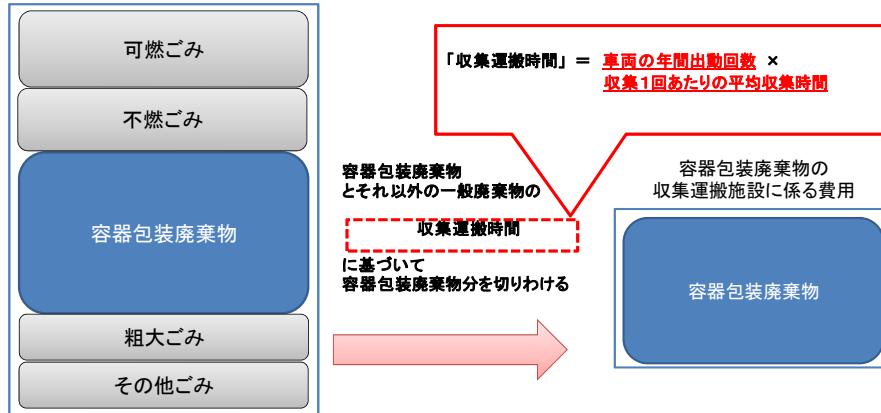


図 3 分別収集費用（施設に係る費用の按分方法）

## (2) 選別保管に係る費用の算出方法

＜容器包装廃棄物毎の選別保管に係る費用＞

- ①選別保管に係る費用（人件費・減価償却費・減価償却費以外の費用）を容器包装廃棄物の割合を基に、容器包装廃棄物の費用を切り分ける。
- ②施設を利用している容器包装廃棄物の選別保管量で容器包装廃棄物毎に按分する。

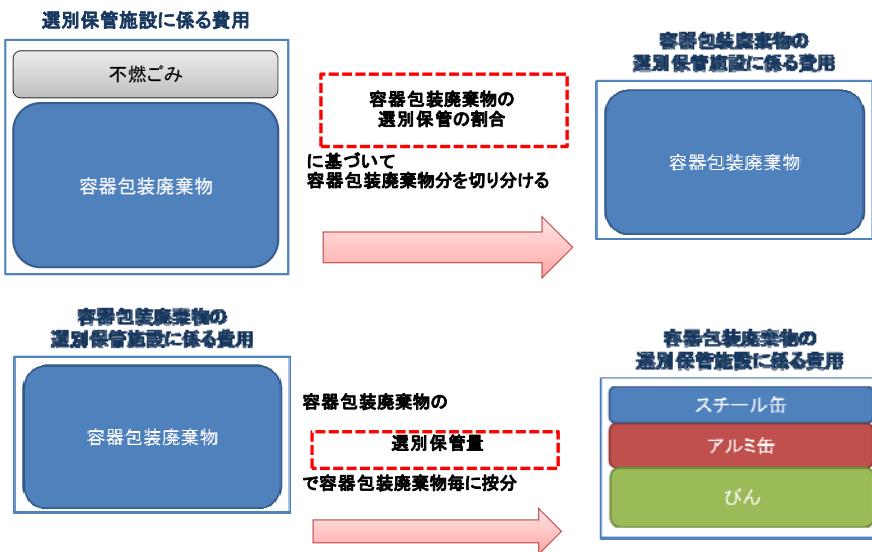


図 4 選別保管費用（費用の按分方法）

## (3) 管理に係る費用の算出方法

＜容器包装廃棄物毎の管理に係る費用＞

- ①管理に係る費用を容器包装廃棄物の割合を基に、容器包装廃棄物の費用を切り分ける。
- ②取り扱っている容器包装廃棄物の容器包装廃棄物の分別収集容積（分別収集量×嵩密度）で容器包装廃棄物毎に按分する。

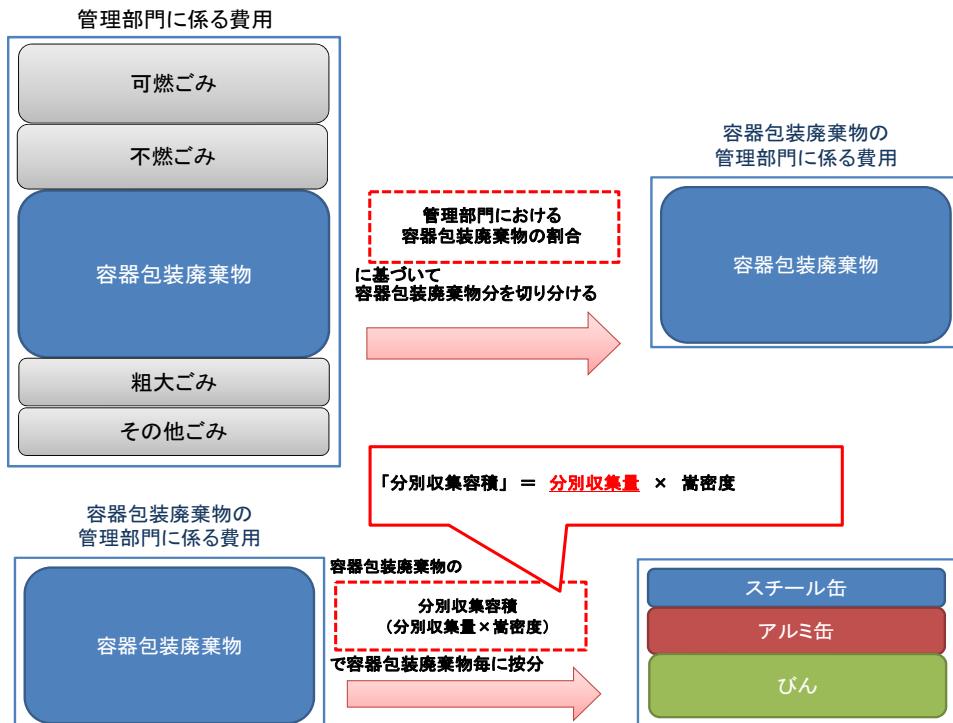


図 5 管理に係る費用の按分方法

## (4) 減価償却について

車両の購入費、車庫・積替保管施設・選別保管の建設・改良費から、減価償却費を算出した。施設及び車両の減価償却期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）」等を参考に、以下に示す一律の期間を使用した。

表 5 算出に用いた減価償却期間

車両	4 年 <sup>4</sup>
施設(建屋)	38 年 <sup>5</sup>
施設(機器)	7 年 <sup>6</sup>

<sup>4</sup> 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号） じんかい車（積載量が 2 トン超）の耐用年数

<sup>5</sup> 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号） 工場用鉄筋コンクリート製建物の耐用年数

<sup>6</sup> 平成 16 年度 リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査（市区町村等における分別収集・選別保管費用に関する調査）

## 2.3 データ補完

以下の項目についてデータの補完を行った。

- 分別収集部門・選別保管部門の容器包装廃棄物の割合
- 管理部門の広報費用・人件費

### (1) 容器包装廃棄物の割合

容器包装廃棄物の割合については、費用の入力があり、容器包装廃棄物の割合がブランクのものを対象として、調査項目ごとの平均値を算出して、補完を行った。

補完を行った調査項目等は以下のとおりである。

表 6 補完を行った調査項目

調査項目	補完した割合(%)
<分別収集>委託費	2
<選別保管>人件費	2
<選別保管>施設の減価償却費	3
<選別保管>施設の減価償却費以外の費用	3
<選別保管>委託費	3

### (2) 管理部門の広報費用・人件費

広報費用については、広報費用に関する回答結果から引渡量あたりの広報費用を算出し、回答がない自治体について、引渡量に引渡量あたりの広報費用を乗じた値を代入した。

表 7 広報費用のデータ補完

引渡量あたりの広報費用(円/kg)	0.6
広報費用を補完した割合(%)	54

(参考) 平成 16 年度調査における広報費用を補完した割合は 85%。

管理部門人件費は、管理部門人件費に関する回答結果から引渡量あたりの管理部門人件費を算出し、回答がない自治体について、引渡量に引渡量あたりの管理部門人件費を乗じた値を代入した。

表 8 管理部門人件費のデータ補完

引渡量あたりの管理部門人件費(円/kg)	13.2
管理部門人件費を補完した割合(%)	30

(参考) 平成 16 年度調査における管理部門人件費を補完した割合は 73%。

## 2.4 その他

退職金については、アンケートにおける回答率が 39%であった点、また、当該年度に就業している職員の年あたりの退職金を含める考え方と、当該年度に支出した退職金を含めるという考え方などがあることから、以下の集計では対象外とした。

参考情報として、平成 16 年度調査の各部門の費用における退職金の割合を以下に示す。

(参考) 平成 16 年度調査における退職金の割合

	直営分別収集費用全体 に占める退職金の割 (%)	直営選別保管費用全体に 占める退職金の割合(%)	管理費用全体に占める 退職金の割合(%)
スチール缶	5.9	1.2	15.7
アルミニ缶	5.5	1.4	15.0
びん	5.7	1.3	14.7
ペットボトル	6.0	2.1	13.9
プラ容器包装	5.8	1.8	15.1
白色トレイ	5.8	1.2	9.6
紙パック	4.7	0.8	14.0
段ボール	5.5	1.4	21.1
紙製容器包装	4.6	0.6	15.5

## 2.5 集計結果

集計結果を以下に示す。表9に示すように、回答市町村における容器包装廃棄物の分別収集に係る費用の合計は1,236億円、選別保管に係る費用の合計は656億円、管理に係る費用の合計は305億円である。

表9 容器包装廃棄物ごとの費用

	回答市町村の費用(百万円/年)		
	分別収集部門	選別保管部門	管理部門
スチール缶	16,354	6,809	4,454
アルミ缶	12,671	3,947	3,757
びん	18,639	20,148	4,514
ペットボトル	22,382	9,506	4,986
プラ容器包装	42,711	20,977	8,554
白色トレイ	984	136	214
紙パック	1,363	116	482
段ボール	7,343	3,322	2,908
紙製容器包装	1,119	685	587
合計	123,567	65,644	30,457

表10 調査標本のカバー率

	回答市町村の分別収集量カバー率(%)		
	分別収集部門	選別保管部門	管理部門
スチール缶	87	83	88
アルミ缶	88	85	89
びん	88	84	88
ペットボトル	89	86	89
プラ容器包装	90	88	91
白色トレイ	77	71	77
紙パック	87	82	87
段ボール	88	84	89
紙製容器包装	90	84	90
合計	88	85	89

なお、2.3(1)に記載の容器包装廃棄物の割合について、容器包装廃棄物の割合がブランクの場合に、「0」もしくは「100」で補完した場合の費用は以下のとおりであった。

表 11 容器包装廃棄物の割合の補完の影響

容器包装廃棄物の割合 の補完方法	費用(百万円/年)		平均値で補完した場合に 対する割合	
	分別収集	選別保管	分別収集	選別保管
平均値で補完した場合	123,567	65,644		
「0」で補完した場合	121,659	64,244	0.98	0.98
「100」で補完した場合	125,007	66,277	1.01	1.01

## 2.6 全国規模での拡大推計

2.5で整理した容器包装の分別収集・選別保管費用を用いて、以下の方法で分別収集・選別保管費用の全国推計を行った。

### 全国推計値

=調査対象市区町村の分別収集・選別保管費用の合計値×全国の分別収集量/調査対象市区町村の分別収集量の合計値

表 12 分別収集・選別保管費用の全国推計結果

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)		全国推計結果 (百万円/年)		
	分別収集部門	選別保管部門	分別収集部門	選別保管部門	分別収集部門+選別保管部門
スチール缶	16,354	6,809	18,776	8,160	26,936
アルミ缶	12,671	3,947	14,390	4,654	19,044
びん	18,639	20,148	21,230	23,907	45,137
ペットボトル	22,382	9,506	25,172	11,039	36,211
プラスチック容器包装	42,711	20,977	47,232	23,862	71,095
白色トレイ	984	136	1,276	191	1,467
紙パック	1,363	116	1,571	141	1,712
段ボール	7,343	3,322	8,358	3,937	12,295
紙製容器包装	1,119	685	1,240	816	2,056
合計	123,567	65,644	139,246	76,707	215,952

表 13 分別収集・選別保管費用の全国推計結果（管理部門費を含めた場合）

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)			
	分別収集部門	選別保管部門	管理部門	分別収集部門	選別保管部門	管理部門	分別収集部門+選別保管部門+管理部門
スチール缶	16,354	6,809	4,454	18,776	8,160	5,041	31,977
アルミ缶	12,671	3,947	3,757	14,390	4,654	4,220	23,264
びん	18,639	20,148	4,514	21,230	23,907	5,099	50,236
ペットボトル	22,382	9,506	4,986	25,172	11,039	5,575	41,786
プラスチック容器包装	42,711	20,977	8,554	47,232	23,862	9,412	80,507
白色トレイ	984	136	214	1,276	191	276	1,742
紙パック	1,363	116	482	1,571	141	553	2,264
段ボール	7,343	3,322	2,908	8,358	3,937	3,281	15,576
紙製容器包装	1,119	685	587	1,240	816	649	2,705
合計	123,567	65,644	30,457	139,246	76,707	34,106	250,058

## &lt;参考：H16年度調査結果&gt;

分別収集・選別保管費用の全国推計結果（H16年度調査結果）

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)		全国推計結果 (百万円/年)		
	分別収集部門	選別保管部門	分別収集部門	選別保管部門	分別収集+選別保管
スチール缶	6,701	7,752	29,385	39,743	69,128
アルミ缶	5,847	4,642	20,626	20,204	40,831
びん	13,749	7,443	34,719	23,832	58,551
ペットボトル	10,480	6,117	25,754	18,239	43,992
プラ容器包装	14,713	7,954	34,016	18,796	52,812
白色トレイ	323	469	1,634	3,578	5,211
紙パック	587	240	2,882	2,240	5,122
段ボール	2,448	932	16,209	6,071	22,280
紙製容器包装	3,084	603	6,213	1,500	7,713
合計	57,932	36,151	171,437	134,203	305,641

分別収集・選別保管費用の全国推計結果（管理部門費を含めた場合）（H16年度調査結果）

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)		
	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門	選別保管 部門	分別収集+ 選別保管+ 管理部門
スチール缶	6,701	7,752	5,497	29,385	39,743	94,607
アルミ缶	5,847	4,642	4,286	20,626	20,204	58,433
びん	13,749	7,443	7,227	34,719	23,832	79,356
ペットボトル	10,480	6,117	5,767	25,754	18,239	59,567
プラ容器包装	14,713	7,954	10,208	34,016	18,796	73,229
白色トレイ	323	469	361	1,634	3,578	7,495
紙パック	587	240	451	2,882	2,240	7,771
段ボール	2,448	932	1,494	16,209	6,071	32,013
紙製容器包装	3,084	603	1,675	6,213	1,500	11,093
合計	57,932	36,151	36,967	171,437	134,203	423,565